

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

第一表

(平成二十八年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

納管
事業
住民
資産
総合
分離
換算
通信日付印
年月日
連番

住所	東京都千代田区神田神保町1-105	個人番号	123456789000
フリガナ	コクセイ タロウ	氏名	国税 太郎
性別	男	職業	会社員
屋号・雅号	株式会社	世帯主の氏名	国税 太郎
世帯主との続柄	本人	電話番号	03-1234-5678
平成29年1月の住所	同上	生年月日	3/4/2004

受付印	(単位は円)	種類	特示	整理番号	翌年以降送付不要
-----	--------	----	----	------	----------

収入金額等	事業等	7	
	農業	1	
	不動産	2	
	利子	3	
	配当	4	
	給与	5	4574437
	雑	6	
	公的年金等	7	
	その他	8	
	総合譲渡一時	9	
所得金額	事業等		
	農業		
	不動産		
	利子		
	配当		
	給与	10	3117600
	雑		
	総合譲渡・一時	11	
	合計	12	3117600
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	
医療費控除			
社会保険料控除		13	544148
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
寄附金控除			
寡婦、寡夫控除		14	0000
勤労学生、障害者控除		15	0000
配偶者(特別)控除		16	0000
扶養控除	17	0000	
基礎控除	18	380000	
合計	19	924148	

税金の計算	課税される所得金額	20	000
	上の20に対する税額	21	121800
	配当控除	22	
	区分	23	
	(特定増改築等)区分	24	
	住宅借入金等特別控除	25	
	政党等寄附金等特別控除	26	
	住宅耐震改修特別控除	27	
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	28	
	差引所得税額	29	121800
災害減免額	30		
再差引所得税額	31	121800	
復興特別所得税額	32	2557	
所得税及び復興特別所得税の額	33	124357	
外国税額控除	34		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	35	124300	
所得税及び復興特別所得税の額	36	0	
所得税及び復興特別所得税の額	37		
納める税金	38	00	
還付される税金	39		
その他	配偶者の合計所得金額	40	
	専従者給与(控除)額の合計額	41	
	青色申告特別控除額	42	
	雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	43	0
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44	
	本年分で差し引く繰越損失額	45	
	平均課税対象金額	46	
	変動・臨時所得金額	47	
	延届納の申告期限までに納付する金額	48	00
	延届納の出延納届出額	49	000

税理士 署名押印 電話番

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

区分異動管理補完 1 7 名簿 確認

添付書類台紙

住所 (又は事業所 事務所 居所など)	東京都千代田区神田神保町 1 - 105	フリガナ	コクゼイ タロウ
		氏名	国税 太郎

の り し ろ

源泉徴収票 (原本)

の り し ろ

本人確認書類 (写)

マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

「番号確認書類」の写しと「身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。
原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りませう。)

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

申告に当たっては、上記及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除関係書類 (該当するものに限りませう。) などを、この台紙にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください (源泉徴収票は提出が必要です。)。

上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、医療費の明細書 (封筒) や適宜の封筒に入れて提出してください。

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

FA0076

住所: 東京都千代田区神田神保町1-105
株主名: 株式会社 国税 太郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns for damage cause, date, and amount. Includes items like medical expenses (544,148) and insurance premiums.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table showing income types: 利子・(配当) 253,089; 給与 4,574,437; 株式等の譲渡 4,173,433. Total tax 124,300.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income with columns for type, amount, and tax amount.

特例適用条文等

Blank area for special provisions.

事業専従者に関する事項

Table for business dependents with columns for name, ID, birth date, and amount.

住民税・事業税に関する事項

Table for resident and business taxes, including resident tax details and business tax information.

Table for non-taxable income and other tax-related items, including business tax and other deductions.

第二表(平成二十八年分以降)の第一表と一緒に提出してください。

源泉徴収票、国民年金保険料や生保保険料の支払証明書など、用紙等に添付しなければならない書類は添付票台紙などに貼ってください。

平成 28 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 (分離課税用)

FA0036

第三表

(平成二十八年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

住所 東京都千代田区神田神保町 1 - 105
 会社名 株式会社
 フリガナ コクセイ タロウ
 氏名 国税 太郎

整理番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

所法	措法	震法	特例適用条文		項	号
			37	条の122	1項	号
				条の	項	号
				条の	項	号

国税庁HP(2017:09:27;10:54:42.8V) (単位は円)

収入金額		所得金額		税金の計算	
収入金額	短期譲渡	一般分	⑤		
		軽減分	⑥		
	長期譲渡	一般分	⑦		
		特定分	⑧		
		軽減分	⑨		
	一般株式等の譲渡	⑩			
	上場株式等の譲渡	⑪	4173433		
	上場株式等の配当等	⑫	253089		
	先物取引	⑬			
	山林		⑭		
退職		⑮			
所得金額	短期譲渡	一般分	①		
		軽減分	②		
	長期譲渡	一般分	③		
		特定分	④		
		軽減分	⑤		
	一般株式等の譲渡	⑥			
	上場株式等の譲渡	⑦	-243734		
	上場株式等の配当等	⑧	0		
	先物取引	⑨			
	山林		⑩		
退職		⑪			
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)		⑨	3117600	
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑫)		⑫	924148	
	課税される所得金額	⑨ 対応分	⑩	2193000	
		⑪⑫ 対応分	⑬	000	
		⑭⑮⑯ 対応分	⑰	000	
		⑱⑲ 対応分	⑳	000	
		㉑ 対応分	㉒	000	
		㉓ 対応分	㉔	000	
		㉕ 対応分	㉖	000	
		㉗ 対応分	㉘	000	

税金の計算		その他	
⑦⑧ 対応分	⑨	121800	
⑩ 対応分	⑪		
⑫ 対応分	⑬		
⑭ 対応分	⑮		0
⑯ 対応分	⑰		
⑱ 対応分	⑲		
㉑ 対応分	㉒		
⑳から㉒までの合計 (申告書B第一表の㉓に転記)		㉓	121800
株式等	本年分の㉔、㉕から差し引く繰越損失額	㉖	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	㉗	243734
配当等	本年分の㉘から差し引く繰越損失額	㉙	
先物取引	本年分の㉚から差し引く繰越損失額	㉛	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	㉜	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合計		⑳		

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
付表のとおり	円 253,089	円 0	円 253,089

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

AD BE CF

整理欄 1 申告等年月日

取得期限 通算 特例期間

資産 入力 申告区分

平成 28 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書付表

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

受付印	住所 (又事業所、事務所、居所など) 東京都千代田区神田神保町 1 - 1 0 5	フリガナ 氏名 コクセイ タロウ 国税 太郎
-----	---	---------------------------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りま。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、 を付けずに書きます。(2面)の2も同じです。)

○ 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の金額)	496,823 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 () (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の金額)	496,823
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (欄の金額と欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	496,823

欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の括弧書の金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
株式会社十六銀行銀行	253,089 円	0 円
合 計	申告書第三表へ ① 253,089	② 0
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (①-②) (赤字の場合には0と書いてください。)		253,089

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (-) (欄の金額欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、欄の金額を移記してください。)	を付けて、申告書第三表へ 243,734 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (-) (欄の金額欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、欄の金額を移記してください。)	申告書第三表へ 0

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成25年分)	A (前年分の付表の 欄の金額) 円	D (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
		E (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成26年分)	B (前年分の付表の 欄の金額)	F (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(B - F - G) 円
		G (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成27年分)	C (前年分の付表の 欄の金額)	H (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(C - H - I)
		I (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (D+E+H)		計算明細書の「上場株式等」の ⑫ へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E+G+I)		申告書第三表 ⑳ へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (+ +)			申告書第三表 ㉑ へ (2) 円 243,734

(注) ①面の欄及び②面の欄、欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

- 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 () (-)	申告書第三表 ㉒ へ 円 0
--	-------------------

欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の ㉓ 欄の金額が同 欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成28年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	東京都千代田区神田神保町1-105	フリガナ 氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎
電話番号 (連絡先)	03-1234-5678	職業 会社員	関与税理士名 (電話)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	円	4,173,433 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉕へ 4,173,433
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		4,670,256
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		4,670,256
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)			
差引金額(-)			-496,823
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合はを付して書いてください。)		申告書第三表㉖へ	黒字の場合は申告書第三表㉗へ -496,823
本年分で差し引く上場株式等に 係る繰越損失の金額(3)			申告書第三表㉘へ
繰越控除後の所得金額(4) (-)		申告書第三表㉙へ	申告書第三表㉚へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」のからまでの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の㉚欄に0を記載します。

特例適用条文

措法37条の12の2

措法条の

- 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、「上場株式等」の欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉚欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(平成28年分以降用)

「上場株式等」の欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	株式会社十六銀行 証券会社 銀行 ()	円 4,173,433	円 4,670,256	円 -496,823	円 0
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
合 計(上場株式等(特定口座))		1面 ^ 4,173,433	1面 ^ 4,670,256	-496,823	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
合 計	一 般 株 式 等				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場株式等(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (又事業所事務所居所など) 東京都千代田区神田神保町1-105	個人番号 個人番号は印字されません フリガナ コクセ イ タロウ 氏名 国税 太郎
平成29年1月1日現在の住所 同上	性別 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄 男 会社員 株式会社 国税 太郎 本人
生年月日 3 4 2 . 0 4 . 1 4	電話番号 自宅・勤務先・携帯 03-1234-5678

第一表

この用紙は控用です。

種類		青色	分離	国出	損失	修正					
収入金額等	事業等 (ア)										
	業農 (イ)										
	不動産 (ウ)										
	利子 (エ)										
	配当 (オ)										
	給与 (カ)		4	5	7	4	4	3	7		
	雑 公的年金等 (キ)										
	その他 (ク)										
	総合譲渡 短期 (ケ)										
	長期 (コ)										
一時 (カ)											
所得金額	事業等										
	業農										
	不動産										
	利子										
	配当										
	給与 (区分)		3	1	1	7	6	0	0		
	雑										
	総合譲渡・一時 (ケ) + {(コ) + (カ)} × 1/2										
	合計		3	1	1	7	6	0	0		
	所得から差し引かれる金額	雑損控除									
医療費控除											
社会保険料控除			5	4	4	1	4	8			
小規模企業共済等掛金控除											
生命保険料控除											
地震保険料控除											
寄附金控除											
寡婦、寡夫控除					0	0	0	0			
勤労学生、障害者控除					0	0	0	0			
配偶者(特別)控除 (区分) (キ) - (ク)					0	0	0	0			
扶養控除 (キ)				0	0	0	0				
基礎控除 (キ)			3	8	0	0	0	0			
合計 (キ)			9	2	4	1	4	8			
税	課税される所得金額 (9) - (25) 又は第三表 (9) - (25) 又は第三表	(26)						0	0	0	
	上の(26)に対する税額又は第三表の(26)	(27)			1	2	1	8	0	0	
	配当控除 (28)	(28)									
	区分 (29)	(29)									
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (区分) (30)	(30)									
	政党等寄附金等特別控除 (31) - (33)	(31) - (33)									
	住宅耐震改修特別控除 (区分) (32) - (37)	(32) - (37)									
	差引所得税額 (27) - (28) - (29) - (30) - (31) - (32) - (37)	(38)			1	2	1	8	0	0	
	災害減免額 (39)	(39)									
	再差引所得税額 (基準所得税額) (38) - (39)	(40)			1	2	1	8	0	0	
復興特別所得税額 (40) × 2.1%	(41)					2	5	5	7		
所得税及び復興特別所得税の額 (40) + (41)	(42)			1	2	4	3	5	7		
外国税額控除 (区分) (43)	(43)										
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (42) - (43)	(44)			1	2	4	3	0	0		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (44) - (43)	(45)								0		
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	(46)										
所得税及び復興特別所得税の納める税金 (45) - (46)	(47)								0	0	
還付される税金 (46) - (47)	(48)										
その他の	配偶者の合計所得金額 (49)	(49)									
	専従者給与(控除)額の合計額 (50)	(50)									
	青色申告特別控除額 (51)	(51)									
	補所得一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52)	(52)								0	
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (53)	(53)									
	本年分で差し引く繰越損失額 (54)	(54)									
	平均課税対象金額 (55)	(55)									
	変動・臨時所得金額 (区分) (56)	(56)									
	延届 申告期限までに納付する金額 (57)	(57)								0	0
	延納届出 延納届出額 (58)	(58)								0	0
還付される税金の所	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所										
郵便局名等	預金 普通 当座 納税準備 貯蓄										
口座番号											
記号番号											

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士 署名押印 電話番 (印)

税理士法第30条の書面提出有 (印) 税理士法第33条の2の書面提出有 (印)

收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)
所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。
この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号



東京都千代田区神田神保町1-105

住所 株式会社 国税 太郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

第二表 この用紙は控用です。

Table with 14 rows for tax deductions: ⑩ 雑損控除, ⑪ 医療費控除, ⑫ 社会保険料控除, ⑬ 小規模企業共済等掛金控除, ⑭ 生計維持費控除, ⑮ 地震保険料控除, ⑯ 寄附金控除, ⑰ 寡婦(寡夫)控除, ⑱ 勤労学生控除, ⑳ 障害者控除.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Includes entries for 利子・(配当), 給与, and 株式等の譲渡.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得、譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額.

特例適用条文等

Blank box for special provisions.

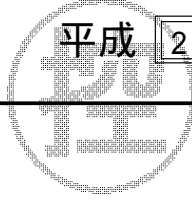
事業専従者に関する事項

Table with 7 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 16 rows for resident and business taxes: 16 扶養親族の氏名, 17 扶養親族の氏名, 18 配当に関する住民税の特例, 19 非居住者の特例, 20 事業税, 21 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所.

平成 28 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 (分離課税用)



東京都千代田区神田神保町 1 - 105
 株式会社
 コクセイ タロウ
 氏名 国税 太郎

整理番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文									
法		条			項		号		
所法	損法	震法	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
所法	損法	震法	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
所法	損法	震法	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

国税庁HP (2017:09:27; 10:54:42.8V) (単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡 一般分	シ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		短期譲渡 軽減分	ス	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		長期譲渡 一般分	セ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		長期譲渡 特定分	ソ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		長期譲渡 軽減分	タ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		一般株式等の譲渡	チ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		上場株式等の譲渡	ツ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		上場株式等の配当等	テ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		先物取引	ト	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		山林	ナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
退職	ニ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

所得金額	分離課税	短期譲渡 一般分	⑤9	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		短期譲渡 軽減分	⑥0	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		長期譲渡 一般分	⑥1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		長期譲渡 特定分	⑥2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		長期譲渡 軽減分	⑥3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		一般株式等の譲渡	⑥4	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		上場株式等の譲渡	⑥5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		上場株式等の配当等	⑥6	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		先物取引	⑥7	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		山林	⑥8	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
退職	⑥9	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑳)	㉔	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑨ 対応分	㉗	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑤9⑥0 対応分	㉘	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑥1⑥2⑥3 対応分	㉙	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑥4⑥5 対応分	㉚	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑥6 対応分	㉛	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑥7 対応分	㉜	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑥8 対応分	㉝	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑥9 対応分	㉞	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

税金の計算	⑩ 対応分	㉗	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑪ 対応分	㉘	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑫ 対応分	㉙	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑬ 対応分	㉚	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑭ 対応分	㉛	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑮ 対応分	㉜	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑯ 対応分	㉝	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑰ 対応分	㉞	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑱から㉞までの合計 (申告書B第一表の㉗)に転記	㉞	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	株式等配当先物取引	本年分の⑥4、⑥5から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㉟	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
株式等配当先物取引	本年分の⑥6から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㊱	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
株式等配当先物取引	本年分の⑥7から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㊲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合計		⑨2		

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
付表のとおり	円 253,089	円 0	円 253,089

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

第三表 この用紙は控用です。

(控)

平成 28 年分の 所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 確 定 申 告 書 付 表

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	東京都千代田区神田神保町1-105	フリガナ	コクセイ タロウ
		氏名	国税 太郎

○この用紙は控用です。

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りません。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、 を付けずに書きます。(2面)の2も同じです。)

- 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の金額)	496,823 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 () (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の金額)	496,823
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (欄の金額と 欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	496,823

欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の欄の括弧書の金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
株式会社十六銀行銀行	253,089 円	0 円
合 計	申告書第三表 へ a 253,089	b 0
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (a - b) (赤字の場合には0と書いてください。)		253,089

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (-) (欄の金額 欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、欄の金額を移記してください。)	を付けて、申告書第三表 へ 円 243,734
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (-) (欄の金額 欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、欄の金額を移記してください。)	申告書第三表 へ 0

2 面(確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額	
本年の3年前分 (平成25年分)	④ (前年分の付表の欄の金額) 円	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。) (注) ①面の欄及び②面の欄、欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)。	
本年の2年前分 (平成26年分)	⑦ (前年分の付表の欄の金額)	⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		(⑧ - ⑨ - ⑥) 円
本年の前年分 (平成27年分)	⑩ (前年分の付表の欄の金額)	⑪ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑫ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		(⑩ - ⑪ - ⑫)
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (④+⑤+⑥)		計算明細書の「上場株式等」の⑬へ		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑨+⑫)		申告書第三表⑭へ		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (+ +)			申告書第三表⑮へ (2) 円 243,734	

- 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 () (-)	申告書第三表⑯へ 円 0
--	-----------------

欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑰欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

○ この用紙は控用です。

(注) ①面の欄及び②面の欄、欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成28年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	東京都千代田区神田神保町1-105 ()	フリガナ 氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎
電話番号 (連絡先)	03-1234-5678	職業 会社員	関与税理士名 (電話) ()

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	円	4,173,433 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉕へ 4,173,433
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		4,670,256
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		4,670,256
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)			
差引金額(-)			-496,823
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-)		申告書第三表㉖へ	黒字の場合は申告書第三表㉗へ -496,823
本年度で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(3)			申告書第三表㉘へ
繰越控除後の所得金額(4) (-)		申告書第三表㉙へ	申告書第三表㉚へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」のからまでの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の㉚欄に0を記載します。

特例適用条文

措法37条の12の2

措法 条の

1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

2 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、欄の金額を限度として控除します。

3 欄の金額は、「上場株式等」の欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

4 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉚欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務書にお尋ねください。

整理欄

(平成28年分以降用)

この用紙は控用です。

「上場株式等」の

欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、

「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	株式会社十六銀行 証券会社 銀行	円 4,173,433	円 4,670,256	円 -496,823	円 0
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行				
合計(上場株式等(特定口座))		1面 ^ 4,173,433	1面 ^ 4,670,256	-496,823	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

この用紙は控用です。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の 銘柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための 委託手数料	取得 年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
合計	一般株式等				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場株式等(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	

確定申告書等作成コーナーを利用された方につきましては、翌年の申告書の送付を行わないこととさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出書類等のチェックシート

(このチェックシートを提出する必要はありません。)

確定申告書等作成コーナーのご利用ありがとうございました。

この提出書類等チェックシートは、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等や別途税務署に提出していただく書類等をご確認いただくものです。

記載内容をご確認の上、出力した申告書とともに添付書類を住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

【提出書類等のご案内】

作成した申告書等の内容から申告書に添付又は提示する必要があると思われる書類は、次のとおりです。

関係項目等	作成有無	提出(添付又は提示すべき)書類等
確定申告書		申告書B第一表(提出用)
確定申告書		申告書B第二表(提出用)
確定申告書		申告書第三表(分離課税用)(提出用)
確定申告書		本人確認書類の写し(左下のご案内をお読みください。)
給与所得		給与所得の源泉徴収票(原本)
株式等の譲渡所得		株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
株式等の譲渡所得		所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
上場株式等の配当等及び譲渡		申告する特定口座(源泉徴収口座)の特定口座年間取引報告書

<留意事項等>

- 「作成有無」欄に「」の表示があるものは、確定申告書等作成コーナーで作成した書類です。
- 「関係項目等」欄に(注)の表示ある書類については、給与所得のある方が年末調整の際に適用を受けている場合、提出不要です。
- 源泉徴収票や控除証明書等については、申告書等と併せて出力した「添付書類台紙」(出力していない場合は適宜の用紙)に貼ってください。
- 「財産債務調書」等は、財産債務調書の提出が必要な方に「該当する場合」を選択した場合に表示されます。「作成有無」欄に「」の表示がない場合は、別途作成して提出してください。なお、様式は国税庁ホームページに掲載しています。
- 複数の欄に同一書類名が表示されることがありますが、税務署への提出は1部(1通)で結構です。
- 入力内容によっては、添付又は提示する必要がある書類が、正しく表示できない場合があります。ご不明な点がございましたら、国税庁ホームページをご確認いただくか、税務署へお尋ねください。

【提出方法及び納付方法等のご案内】

提出方法

申告書等は、郵便又は信書便による送付(送料は各人の負担になります。)のほか、所轄の税務署への持参、時間外収受箱への投函による提出も受け付けています。

郵送等により提出する方で、申告書の控えに収受日付印が必要な方は、申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼ってください。)を同封していただければ、収受日付印を押印し、返送いたします。

納付方法

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、平成29年3月15日(水)までです。納期限までにお近くの金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください(確定申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありませんので、ご注意ください。)

また、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は所轄の税務署に外向かなくても自動的に納付できる大変便利な振替納税もご利用いただけます(期限内に申告をされた方に限ります。)

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認書類について

マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

<本人確認書類の例>

- 例1 : マイナンバーカードのみ
例2 : 通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

【提出先税務署のご案内】

「提出先税務署」の所在地等を印刷していますので、郵送等により書類を提出する場合には、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどしてご利用ください。

〒101-8464

千代田区神田錦町
3丁目3番地

神田税務署 行